

土地連からのお知らせ

○平成24年度税制改正大綱における農林水産関係の主要事項について

平成23年12月10日に閣議決定されました標記の税制改正における農林水産関係の部分に関する主要事項3点をお知らせします。

いずれも土地改良区の維持管理費の軽減になるものと思われます。

詳細は別紙資料をご覧ください。

主要部分抜粋（別紙）

事項1 「農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置」

- ・ 農業用の機械等に使用する軽油については、軽油引取税を3年延長
- ・ 1リットル当たり32.1円減免
- ・ 土地改良区より県知事へ申請手続きし、「免税軽油使用者証の」交付を受けなければならない

事項2 「農林漁業用A重油に対する課税の免除・還付措置」

- ・ A重油：石油石炭税免除を2年延長
- ・ 1リットル当たり2円減免
- ・ ただし、①輸入ものと②国産もので免除される段階が異なる
- ・ 手続きはJA等に申し入れ手続きを行う
- ・ ※2～3年後に見直しがあるかもしれません

事項7（I）「再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保」

- ・ 温暖化対策税 上乗せ税率を免税（H24.10.1～）
- ・ ※現在、税務の基本通達に「土地改良区」を明記させるよう折衝中であります

農林水産省

プレスリリース

平成23年12月10日
農林水産省

平成24年度税制改正大綱における農林水産関係税制事項について

平成24年度税制改正について、12月10日に閣議決定されました税制改正大綱における農林水産関係についてとりまとめました。

平成24年度税制改正大綱における農林水産関係の主要事項

農林水産関係の主な事項は、以下のとおりです。

	事項名	概要
1	農林漁業者等の軽油引取税の課税免除の特例措置(軽油引取税)	3年延長 別紙1
2	農林漁業用A重油に対する課税の免税・還付措置の特例(石油石炭税)	2年延長 別紙2
3	平成24年度以降の農地に対する負担調整措置(固定資産税)	存続
4	林業経営の継続を確保するための納税猶予制度の創設(相続税)	制度を創設 (森林経営計画に従って施業及び路網整備を行う山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予)
5	農地に係る贈与税の納税猶予を適用している場合の貸付けの特例等の創設(贈与税・不動産取得税)	制度を創設 (納税猶予の適用期間が10年以上、65歳未満は20年以上)
6	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却等の特例措置(所得税・法人税)	2年延長
7	再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税制度の創設	
(I)	再生可能エネルギー対策、森林吸収源対策等を推進するための税財源の確保	温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。
(II)	石油石炭税の上乗せ税率についての農林漁業用A重油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置(石油石炭税)	石油石炭税の上乗せ税率の導入と併せて、農林漁業用A重油及び農林漁業用軽油の免税・還付措置を設定
8	再生可能エネルギー発電施設を新たに導入した場合の固定資産税の特例措置(固定資産税)	再生可能エネルギー発電施設(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)について、課税標準を最初の3年間1/3控除する措置を導入(2年間)

農林水産関係の全体の事項については添付資料をご確認ください。

＜添付資料＞(添付ファイルは別ウィンドウで開きます。)

- ・ [平成24年度税制改正大綱における農林水産関係事項\(主要事項\)\(PDF:112KB\)](#)
- ・ [平成24年度税制改正大綱における農林水産関係事項\(全体版\)\(PDF:137KB\)](#)

— お問い合わせ先 —

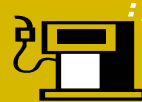
経営局総務課
担当者: 塩川、穴戸
代表: 03-3502-8111(内線5110)
ダイヤルイン: 03-3501-1384
FAX: 03-3502-0657

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



農業に使用する軽油引取税の免税

農業用の機械等に使用する軽油については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り、軽油引取税を免税とすることができます。



＜対象となる農業用の軽油＞

農業を営む者（農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるもの）のすべての委託を受けて農作業を行う者を含む）が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油



＜免税手続き＞

- ①あらかじめ都道府県知事から「免税軽油使用者証」の交付を受けます（「免税軽油使用者証」は3年以内の有効期限が定められています）。
- ②免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を都道府県知事に提出し「免税証」の交付を受けます。
- ③石油販売事業者へ「免税証」を提示し、免税軽油を購入します。
- ④「免税軽油使用者証」の交付を受けた者は、各都道府県において定める期日までに購入した数量等を報告します。

税率は32.1円/ℓとなっています。

例えば1000ℓを使用する場合は32,100円の効果となります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、都道府県県税事務所等にお尋ね下さい。

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省生産局農業生産支援課資材効率利用推進班 【代表】03-3502-8111（内線4774） 【直通】03-6744-2111
-----------------	--

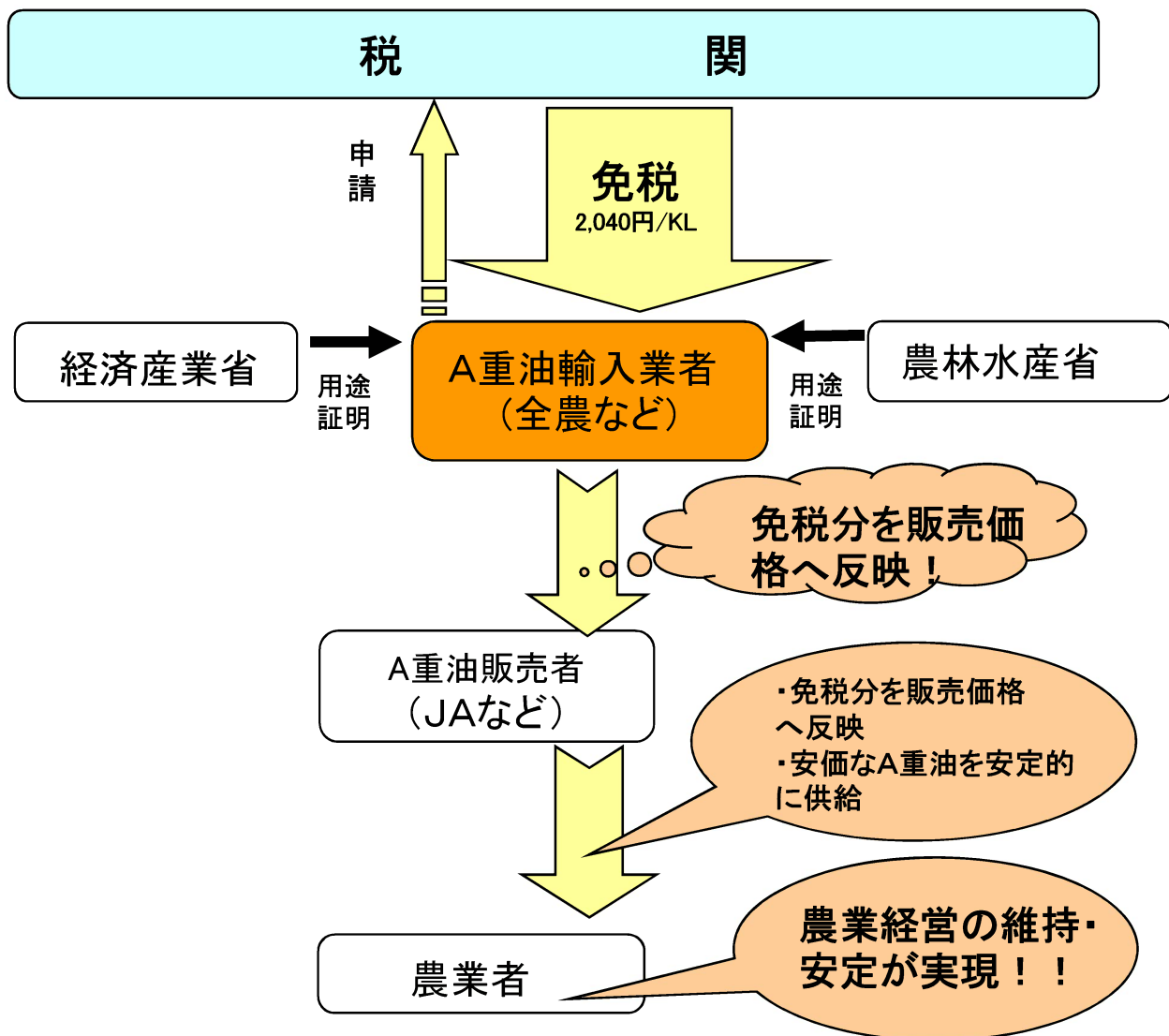
農業用A重油の石油石炭税の免税及び還付 《石油石炭税》

○ 特例の内容

農業者が農業に用いるA重油は石油石炭税(2,040円/キロリットル)が免除されています。
農業用の輸入A重油と国産A重油では以下のとおり、石油石炭税が免除される段階が異なります。

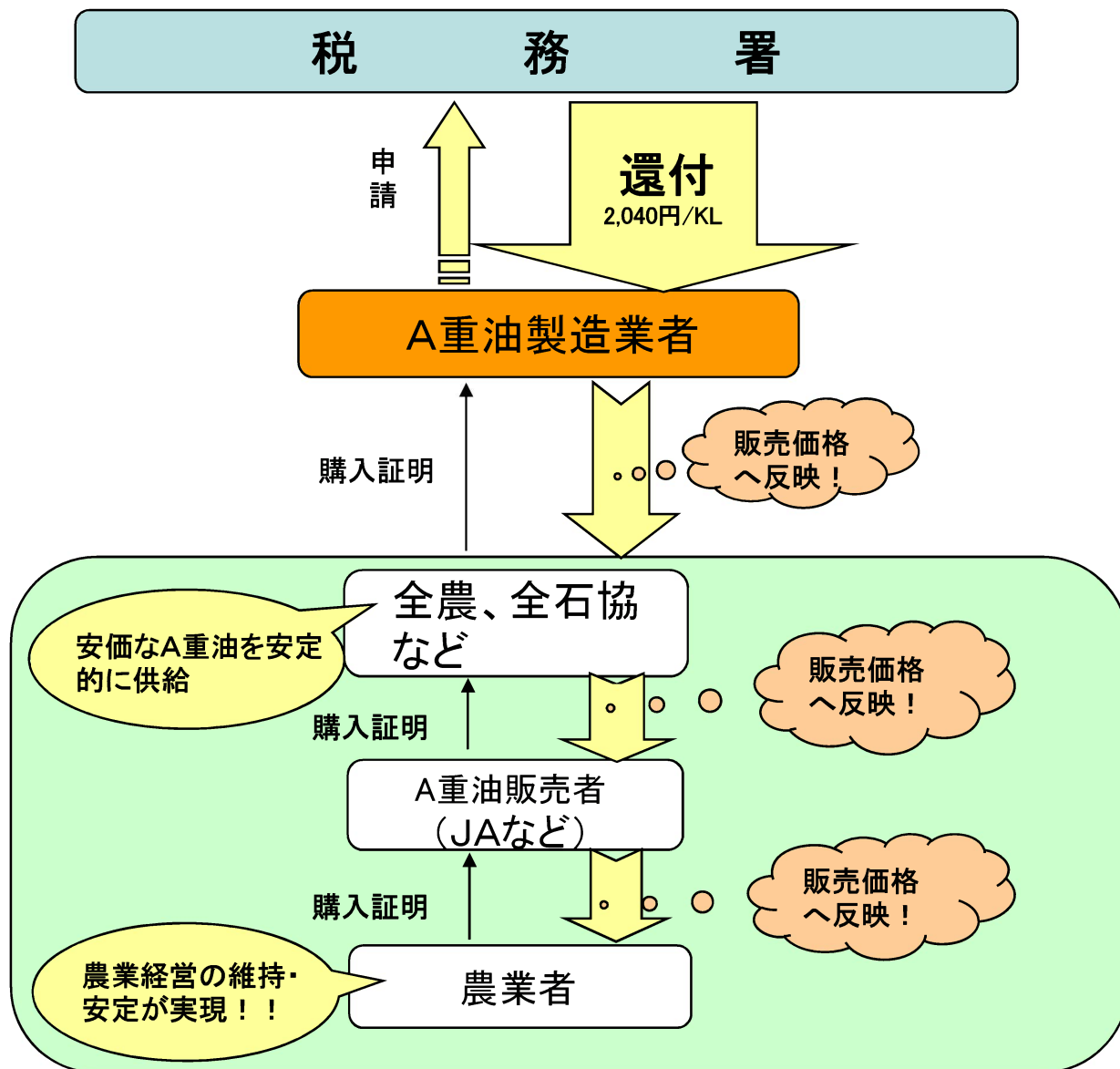
① 農業用輸入A重油の場合

輸入業者(全農など)が石油石炭税を免除され、農業者への販売価格に反映されています。



②農業用国産A重油の場合

石油石炭税が課税済みの原油から国内において製造された国産A重油で農業用に使用された場合には石油石炭税に相当する金額が製造者に還付され、農業者への販売価格に反映されています。



担当部署
お問い合わせ先

農林水産省生産局生産流通振興課
園芸生産第1班
[代表]03-3502-8111(内線4825)
[直通]03-6744-2113

